

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月）の改定について

概要

令和元年房総半島台風による被害等を踏まえ、災害救助法による住宅の応急修理制度が拡充され、一部損壊の住宅のうち半壊等に準ずる程度の被害が生じた住宅（準半壊（損害割合10%以上20%未満））について支援の対象とされたことへの対応や、令和元年地方分権改革に関する提案募集の提案事項等を踏まえ、以下の見直しを実施。

（１）被害認定区分の見直し

判定する住家の被害の程度は、「全壊」（損害割合50%以上）、「大規模半壊」（損害割合40%以上50%未満）、「半壊」（損害割合20%以上40%未満）、**「準半壊」（損害割合10%以上20%未満）又は「準半壊に至らない（一部損壊）」（損害割合10%未満）**の5区分とする。

（２）水害における第1次調査フローの見直し

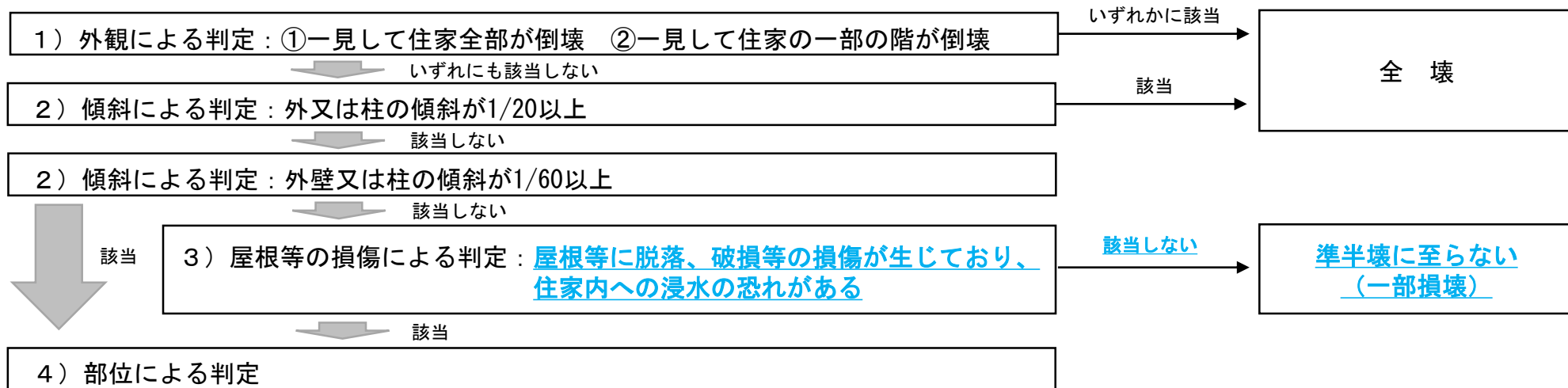
水害による第1次調査における浸水深による判定基準について、**床下浸水の場合には、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定**する。

	外力による一定以上の損傷	
	発生している場合	発生していない場合
全壊	住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水	-
大規模半壊	床上1m以上1.8m未満の浸水	
半壊	床上1m未満の浸水	
準半壊	-	
準半壊に至らない（一部損壊）	床下浸水	床下浸水

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月）の改定について

（3）風害における調査フローの見直し

風害による被害認定調査について、屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがない場合には、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。



（4）木造と非木造が混在する住家における判定方法の明確化

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

（5）浸水被害における内壁の判定方法の具体的な目安の提示

以下のような被害が見られる場合には、再使用が不可能な程度（損傷程度V）とし、内壁面全面を損傷面積とする判定方法の具体的な目安を提示。

- ・ 内壁面へ汚泥の付着など相当な汚損が見られ、内壁内部まで吸水している場合
- ・ 内壁面に、浸水痕とは別に、吸水等によるシミ・汚損・カビ等が見られる場合